

令和 4 年 6 月 1 日現在

機関番号：14501

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2021

課題番号：19K23009

研究課題名(和文) 神聖ローマ皇帝ルドルフ2世周辺の版画の地位 絵画との比較から

研究課題名(英文) The Status of Print and Printmakers in the Court of Rudolf II

研究代表者

川上 恵理 (Kawakami, Eri)

神戸大学・人文学研究科・人文学研究科研究員

研究者番号：10844813

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、16世紀末から17世紀初頭の神聖ローマ皇帝ルドルフ2世のプラハ宮廷において版画がいかなる位置付けと評価を得ていたかを明らかにすべく、版画家に関する同時代史料と宮廷周辺の版画の調査を行った。特に、ルドルフ2世が版画家に対して発行した印刷特権授与の様相を検証することで、版画家の評価・位置付けのみならず、当時の版画制作においてプラハ宮廷が果たした役割の大きさをも具体的に明らかにした。さらに、近年の研究成果にもとづき、複製版画が絵画の単なる複製でないことを前提として複製版画の見直しも図っている。原画から描写が変更された複製版画を調査した結果、変更点の意味や翻案者について一定の説を提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、従来の版画の制作・出版地を中心とした見方とは異なり、神聖ローマ帝国の制度や宮廷芸術家の活動をとおして、プラハ宮廷を中心に広がる版画のネットワークで帝国、ひいては北方の版画制作を捉え直している。その点にくわえ、複製版画の見直しが進む近年の研究動向を踏まえて帝国の版画を改めて解釈した点に、とりわけ学術的意義をもつものである。

研究成果の概要(英文)：This research aims to obtain a clearer image concerning the status and position which print and printmakers were given in the court of the Holy Roman Emperor Rudolf II in Prague, by examining the primary documents from the court and treatises on art as well as Rudolfiner prints. Consequently, among other things, two aspects have been elucidated. Firstly, the analysis of printing privileges which the emperor granted to printmakers demonstrates not only the social evaluation of the printmakers, but also that the court played a certain significant role in the printmaking network in northern Europe by issuing those privileges. Furthermore, the idea of the "reproductive" print has been reconsidered, for it has been seen as a mere copy of other artworks until recent years. A survey of the adapted reproductive prints which have some changes from their originals has been conducted which has resulted in a hypothesis about the meaning of those changes and their adaptor.

研究分野：西洋美術史

キーワード：神聖ローマ帝国 複製版画 西洋美術史 マニエリスム 北方ヨーロッパ

1. 研究開始当初の背景

16世紀末から17世紀初頭にかけて神聖ローマ皇帝ルドルフ2世の宮廷が置かれたプラハは、アルプス以北の文化的中心地として隆盛していた。かつて職人仕事とされてきた絵画も、この時期に芸術としての地位を認められ始めている。プラハにおける絵画の地位の変化に対して同地の市井と宮廷の芸術家が果たした役割については、これまで研究申請者の博士論文等において解明を試みてきた。しかし、版画家にはそうした地位向上運動も確認されておらず、版画については研究史上等閑視されてきた。

当時のプラハの版画制作の状況を見ると、影響力のある版画家は、宮廷版画家エギディウス・サデラーのみであり、プラハはたしかに版画制作・出版の中心地ではなかった。しかし、プラハの宮廷は、版画家に対する宮廷芸術家による原画の提供と、皇帝による版画の印刷特権の発行、そしてそれに起因した版画の作品収集という3つの点で、北方の版画制作の要となる役割を果たした。こうした活動が、上述のように絵画史上の重大な時期に行われたことを踏まえれば、プラハを中心として広がる、この活発な版画制作が美術史上有した意義をプラハ宮廷の視点から再考する必要がある。

また、16世紀に主流であったのが、絵画や彫刻作品を版画化した「複製版画」である。複製版画については、近年新たな見方が提示されている。現代的な意味での「複製」は、19世紀の写真の発明に由来することがL. ポン(2004年)の研究等で指摘されており、研究申請者も「ルドルフ2世治世下のプラハにおける芸術運動」(『鹿島美術研究：年報別冊』33号、2016年)において絵画と版画の鑑賞者に応じて描写を変更した「複製版画」の存在を指摘してきた。したがって、版画を単なる絵画の複製と捉え、版画制作の動向を、無批判に絵画をめぐる動向の反映とのみ捉えることはできない。そのため、絵画に抛らない価値と異なる社会的意味を有したことを前提に、プラハ宮廷において版画がいかなる位置付けにあったのかを捉えることを課題とした。

2. 研究の目的

以上の学術的背景のもと、本研究は16世紀末から17世紀初頭の神聖ローマ皇帝ルドルフ2世のプラハ宮廷周辺における版画の地位を明らかにすることを目的としている。ここでいう地位とは、絵画の地位と比較した際、いかに位置付けられ、評価されたかを指す。そのために、同宮廷における版画家の社会的・経済的立場を確認した上で、印刷特権の記銘付き版画と複製版画の調査を通して、同宮廷での版画の位置付けについて考察する。それによって、これまでほとんど注目されてこなかったプラハ宮廷の版画史上の重要性や、16世紀における版画および版画家の社会的地位や評価を明らかにすることを目指す。

3. 研究の方法

本研究は大別して二部に分けて行っている。プラハ宮廷に関連する版画家の地位・評価の確認と、彼らが制作した版画の位置付けである。前者については、オーストリア国立文書館に保管されている宮廷の公文書からプラハ宮廷における版画家の社会的・経済的地位および評価を可能な限り明確化することを目指す。後者については、クストカマー目録といった関連史料および該当するプラハ宮廷周辺の版画の作例からプラハ宮廷周辺での版画の評価・位置付けを行い、さらにプラハ宮廷における「複製版画」を再考した。

なお、ここで扱うプラハ宮廷周辺の版画とは、原画となる絵画や彫刻作品をプラハの宮廷芸術家が制作した複製版画と、プラハの宮廷版画家エギディウス・サデラーのオリジナル版画、ルドルフ2世に対する献辞および印刷特権を示す記銘が確認できる版画を指している。

以上によって総合的にプラハ宮廷とその周辺における版画の位置付けを明らかにすることを試みた。

4. 研究成果

上記の調査の結果、一定の成果をあげることができたのは、以下3点についてとなる。

(1)原画からの変更点がある「複製版画」研究

他分野の美術作品を版画化した複製版画のなかには、原画からの変更点に加えられたものが散見される。そこで、個々の複製版画における原画からの変更点が版画家や原画制作者らのいかなる意図のもとに成り立ち、どういった機能をもつかの研究を進めた。ルドルフ2世の宮廷版画家エギディウス・サデラーなどプラハ宮廷周辺の版画家の作例を調査してきたが、そのひとつに版画制作時に宮廷芸術家ヨリス・ヘーフナーゲルがピーテル・ブリューゲル(父)の原画にモチーフを付け加えたと考えられる版画作品《プシュケーとメルクリウスのいる風景》(シモン・ヌウェラヌス版刻、16世紀後半)がある。本作は、ブリューゲルの風景画にプシュケーを抱いたメルクリウスと、版画下部の銘文が加えられており、その変更はヘーフナーゲルが行ったものと推測されている。先行研究では、この版画を含む4枚の版画連作の銘文のテキストに基づいて解釈がなされてきたが、本研究では変更された図像に特に注目して考察を進めた。その結果、図

像源泉やルドルフ 2 世の印刷特権との関わりから、ヘーフナーゲルが追加した図像の主題選択の意味について、実証にはなお課題を残す点がありつつも、一定の知見を得ることができた。この研究については、第 28 回エンブレム研究会例会で口頭発表を行っている。

(2) プラハ宮廷が版画家に対して発行した文書の訳出・注解

皇帝ルドルフ 2 世は書籍といった印刷物やその発行者、著者などに対して印刷特権 (Druckprivileg, privilegium impressorium) を発行していた。印刷特権とは、書物など印刷物の偽版の流布による損失を避けることを目的としたものであり、著作権の原初期的形態と見なされる。印刷特権は地図などの版画や、その作り手たる版画家に対しても発行されていたが、イメージに対する印刷特権の研究はいまだにまとまった先行研究が少ない。しかし、版画の普及の様相や影響力を考察するうえで重要な一次資料といえる。

神聖ローマ帝国の印刷特権は、現在、オーストリア国立文書館の家門・宮廷・国立文書館に保管されており、H・フォン・ヴォルテリーニによって翻刻されている。帝国における最初の特権は、1501 年に帝国統治院が発行したものが、原本は存在しないものの書物における記載から確認されている。そして、16 世紀後半に至ると、管轄機関や手続きがある程度整ってきていた。

ルドルフ 2 世の印刷特権については、当時の有力な版画家が申請を行っていたことが調査結果からも確認できた。本研究では、見つけた全ての版画家に対するルドルフ 2 世の印刷特権の翻訳を行い、解題を付して史料紹介の形でまとめ、『美術史論集』22 号 (2022 年) に発表している。それによって、宮廷が版画制作において果たした役割を確認するとともに、絵画などの造形芸術とは異なる印刷物としての版画の扱いを書物史の視点も交えて整理することができた。

(3) プラハ宮廷と関連する他国の美術理論書・作品について

当時プラハに影響を及ぼした周辺地域や諸国の美術理論書および作品の調査も、研究を進める過程で行った。特に、イタリアの画家かつ美術理論家のフェデリコ・ズッカリによる美術理論書『画家・彫刻家・建築家のアイデア *L'idea de' pittori, scultori ed architetti*』(1607 年) については、共訳で翻訳・注解を行った。ズッカリは 16 世紀後半から 17 世紀初頭にかけてイタリアの画家の地位向上の動きを主導した人物であり、プラハの宮廷芸術家にも大いに影響を与えているからである。同書はその重要性に反して、ごく一部が英訳されているのみであり、邦訳はこれまでなかった。この翻訳作業をとおして、同時代イタリアにおいては、芸術家が作品を生み出す過程がいかに論じられてきたかを具体的に読み解くことができた。これはプラハでの平面芸術の地位に関する主張の土台となる思想である。なお、宮下規久朗氏との共訳となる本理論書の抄訳「フェデリコ・ズッカリ『画家・彫刻家・建築家のアイデア』(抄)」は、『原典 イタリア・ルネサンス芸術論』(名古屋大学出版会、2021 年) に収められている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 川上恵理	4. 巻 22
2. 論文標題 史料紹介 神聖ローマ皇帝ルドルフ2世による版画家への特権付与について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 美術史論集	6. 最初と最後の頁 (1)-(13)
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 川上恵理
2. 発表標題 ルドルフ2世の宮廷におけるプシュケーとメルクリウス 《プシュケーとメルクリウスのいる風景》を中心に
3. 学会等名 エンブレム研究会 第28回研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 川上恵理
2. 発表標題 フェデリコ・ズッカリ作《アペレスの誹謗》解釈
3. 学会等名 エンブレム研究会 第25回研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 池上 俊一	4. 発行年 2021年
2. 出版社 名古屋大学出版会	5. 総ページ数 524
3. 書名 原典 イタリア・ルネサンス芸術論 上	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------